

教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育ができるための環境づくりを求める意見書

小・中学校では、子どもたちにとってより教育効果を上げるために、学校が保護者や地域とつながり、連携しながら日頃の学習や学校行事などに取り組んでいくことの重要性が増している。

そのために、教職員が保護者や地域との信頼関係を築き、共通理解を深めながら進めていくことが大切であることは言うまでもない。

しかし、大分県教育委員会は、平成 23 年 10 月に「人材育成方針」を発表した。その中で、人事異動を広域化するとともに、教職員が短期間の勤務年数で異動し、子ども、保護者、地域とつながりを持ちづらくする「新採用からおおむね 10 年以内に 3 つ以上の人事地域を勤務する」という「平成 24 年度大分県公立小・中学校教職員定期人事異動実施要綱」を同年 11 月に定めた。

広域化を含むこの「人事異動実施要綱」は、子どもや保護者、地域、そして、学校及び教職員にとって、多くの問題点や課題が出てきている。

一点目として、信頼関係を結びながら教育活動をするのが大切であるにもかかわらず、わずか 3 年で教職員と子ども、保護者、地域との関係が切れてしまうこと。

二点目として、昨今の大規模な災害を経験し、学校の避難場所としての役割が期待される中で、地域を知る教職員の重要性が増していること。

三点目として、新制度では、新採用から 3 年を経過後、次の勤務校でじっくりと教育活動をしたくても、3 年後にまた異動しなければならない。おおむね 10 年間で 3 回勤務地が変わることによるストレスや通勤時間の増加及び結婚、出産、子育て等人生設計ができにくいなど、教職員が教育活動をする上で大きな負担になっていること。などである。

よって、教職員がしっかりと腰を落ち着けて保護者や地域とともに、子どもたちに豊かな教育を保障する教育活動をしていくために、大分県及び関係機関におかれては、下記項目について取り組むよう強く要望する。

記

1. 教育の継続性、効果的な教育活動、保護者や地域と学校の連携、教職員の労働安全衛生等の観点から、頻繁かつ行き過ぎた広域的な異動を行わないこと。
2. 「新採用からおおむね 10 年以内 3 つ以上の人事地域を勤務する」とする人事異動実施要綱の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 25 日

日 田 市 議 会